

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年8月6日 21時48分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 ^{はかた} 伯方島南東方沖 六ツ瀬灯標から真方位272° 90m付近 (概位 北緯34° 11.7′ 東経133° 07.7′)
事故の概要	プレジャーボート ^{げどう} 外道は、北北東進中、岩場 ^{はぶ} に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年9月5日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 外道、18トン
船舶番号、船舶所有者等	252-23512広島、株式会社かもめいと
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及びプロペラシャフトに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視程 約100m 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮候 約233cm (土生)
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者11人を乗せ、今治市の花火大会の観覧を終え、愛媛県^{かみしま}上島町の佐島東方の弓削瀬戸を通るつもりで係留地である広島県尾道市のマリーナに向かっていました。</p> <p>船長は、視界が悪かったので、同乗者5人に見張りを頼み、ふだんよりも速力を落とした約5ノットの対地速力として航行中、GPSプロッターの画面に陸岸が映ったとき、自身が記憶している陸岸の形が佐島南東部の陸岸の形と似ていたため、当該陸岸を佐島と思い、同陸岸の東方に向けて北北東進しました。</p> <p>船長は、右舷方に六ツ瀬灯標の灯光が見えたため、GPSプロッターに映っていた陸岸が佐島ではないと分かり、急いで左舵を取ったものの、伯方島南東方沖の岩場（以下「本件岩場」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故後、GPSプロッターに映った陸岸が佐島ではなく、伯方島であったことをGPSプロッターにより確認して118番通報した後、機関を後進にかけたところ離礁できたので、自力航行して目的のマリーナに帰港しました。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、視界が悪かったので、見張りに集中してGPSプロッター画面を詳しく確認しておらず、六ツ瀬灯標の表示に気付いていなかった。（図1参照）</p>



図1 事故発生経過概略図

船長は、GPSプロッターを拡大表示していたので、映っていた陸岸が伯方島と気付かず、船位の確認ができていなかったと本事故後に思った。

分析

本船は、伯方島南東方沖を北北東進中、船長が、GPSプロッターに映った伯方島の陸岸を佐島と思い、航行を続けたことから、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、視界が悪かったので、見張りに集中してGPSプロッターの画面を詳しく確認しておらず、また、GPSプロッターを拡大表示していたことから、映っていた陸岸が伯方島と気付かなかったものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が伯方島南東方沖を北北東進中、船長が、GPSプロッターに映った伯方島の陸岸を佐島と思い、航行を続けたため、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、視界不良時、周囲の見張りを厳重に行うとともに、航海計器等を適切に使用して自船の位置を確実に把握しながら航行すること。